

対象経費	補助額	補助上限額	
備品購入費、使用料及び賃借料（3年以上のリース契約を締結するものとし、この場合の補助対象経費は契約の初年度に係る費用に限る。）、需用費、役員費、委託料。	事業所ごとに、対象経費の実支出額の合計に2分の1を乗じた額と、以下の表の職員数に応じた基準額とを比較して少ない方の額を補助額とする。 （1,000円未満の額は切り捨てる。）	1法人につき 10,000千円	
	職員数		基準額
	1名以上10名以下		100万円
	11名以上20名以下		160万円
	21名以上30名以下		200万円
31名以上	260万円		

〔備考〕

- ※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけではなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。また、常勤、非常勤の別は問わない。
- ※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問看護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない。）としても差し支えない。
- ※3 職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により算定する。
- ※4 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分（当該年度の3月末までに係る経費）に限る。
- ※5 介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレット端末等に、事業所が既に所有する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレット端末等を利用すること等は差し支えない。
- ※6 本事業の補助対象となるICT機器等は、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であるが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えない。一方、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に充てることは認められない。
- ※7 以下の経費は補助対象外とする。
- ・ 交付決定前に実施した事業に係る経費
 - ・ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費

- ・既に保有している機器等の廃棄に係る経費
- ・機器の設置に係る建物の改修費
- ・消費税及び地方消費税に係る経費
- ・振込手数料